

寿都町子ども読書活動推進計画

【施策体系図】

寿都町教育振興基本計画（平成22年度～平成31年度より一部抜粋）とのつながり

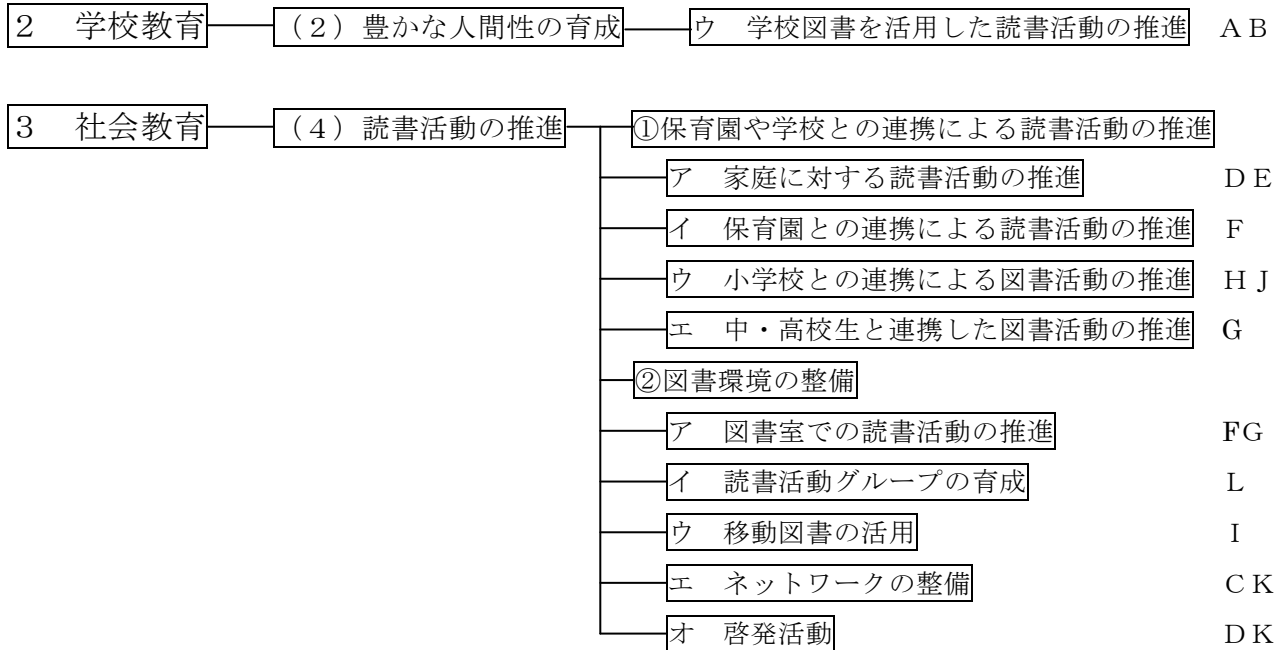
寿都町教育振興基本計画の基本理念

- 風の町寿都で鍛えた心身ともにたくましく、郷土の発展を担う人材の育成
- ふるさとに誇りを持ち、豊かな心と敬愛の精神で国際社会を切り拓く人材の育成

寿都町教育振興基本計画の基本目標

- 生きる力(知徳体)の育成
- 地域で子どもたちを育む環境づくりの推進
- 教育環境の充実
- 地域に開かれ信頼される学校づくりの推進
- 互いに意欲的に学びあう生涯学習の推進

基本計画（読書活動に関係する部分のみを抜粋）



《寿都町子ども読書活動推進計画の具体的な方策》～上記施策図の記号に対応

- A 校内一斉読書の取組の推進
- B 読書ボランティアによる読書活動の推進
- C 学校間の情報交流・研修機会の充実
- D 家読等の家庭での読書活動の推進
- E ブックスタートの実施
- F 地域での読書ボランティア活動の推進
- G 読書事業の推進
- H 読書を通じた表現活動の推進
- I 移動図書室の活用
- J 図書室等との連携による学校図書の環境整備
- K 子ども向け図書の情報発信
- L 読書ボランティアの募集・育成

第1章 寿都町子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第2条）であり、教育的に大きな意義があるといえます。

2 計画策定の趣旨

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。

北海道ではこれを受け、平成15年から「北海道子どもの読書活動推進計画」、平成20年から「北海道子どもの読書活動推進計画『次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン』」に基づいて、子どもの読書活動が推進されてきています。平成25年からは、これらの計画を踏まえて策定された「北海道子どもの読書活動推進計画（第三次計画）」をもとに、社会全体で子どもの読書活動を推進していくこととなります。

今まで本町では「寿都町教育振興基本計画」に基づいて子どもの読書活動を推進してきましたが、こうした状況を受けて、より具体的に取組を進めるために本計画を策定するものです。

3 基本理念

基本理念

寿都町のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境整備を図ります。

子どもの読書活動の意義を鑑みると、子どもの自主的な読書活動が活発に行われることが重要となることから、学校、家庭、地域及びその他関係機関が連携し、そのための環境整備をすすめていくことが求められています。

4 計画の性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び北海道の「北海道子どもの読書活動推進計画（第三次計画）」を踏まえ、「寿都町教育振興基本計画」の個別計画として、子どもの読書活動の推進のため学校や家庭、図書館などの関係機関、民間団体等との連携と相互の協力によって、地域全体で子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示すものです。

5 計画の期間

この計画の期間は、寿都町教育振興基本計画の終了にあわせて、平成26年から平成31年までの6年間とします。

第2章 子ども読書活動推進のための方策

《現状と課題》

子どもの主体的な読書活動を進めるためには、子どもが「読書が好き」で、かつ、あらゆる機会と場所で読書活動ができるような「環境があること」が必要です。平成24年度全国学力・学習状況調査の結果から見ると、本町の小学生は約80%が「どちらかといえば」も含めて「読書が好き」と回答し、実際に30%が家や図書館で2時間以上の読書を行っています。このように、本町の小学生は、全道・全国と比べて、読書活動に主体的な様子が見て取れます。今後も、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもの読書環境を整備し、子どもの主体的な読書活動を進めていくことが求められます。

一方、中学生になると、20%以上が「読書が好き」に当てはまらないと回答し、家や図書館で全く読書しないとの回答が50%に達するなど、読書活動に対しての主体性が低下しているように見えます。中学生の多忙化など、様々な要因が考えられますが、中学生に対しても、学校・家庭などでの読書環境を整え、読書離れを防ぐ取組を進めていくことが必要です。

これらの状況を踏まえながら、基本理念に基づき、子どもの読書活動を進めるために、「1子どもの読書活動の推進」「2読書環境の整備」を2つの柱として、関係部局が連携、協力しながら、以下のように具体的な取組を進めていきます。

1 子どもの読書活動の推進

学校・家庭・図書室を含む地域が相互に協力しながら、子どもの読書活動を進めるために、それぞれの責任を果たすことが必要です。それぞれが具体的な取組を進めることで、以下のような目標指標の数値が達成され、本町の子どもが読書活動を進めることができていると捉えることができます。

【目標指標】平成31年度までの達成目標

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ○読書ボランティアの活動回数 | →延べ20回 |
| ○家庭での読書状況（全国学力・学習状況調査から） | →（1日10分以上）70% |
| ○ブックスタートの実施 | →100% |

これらの指標は、あくまで、達成度合いを測る目安ですが、活動の一つの目標として取組を進めていきます。

(1) 校内一斉読書の取組の推進

学校における読書活動は、子どもが読書習慣を身につけるうえで大きな役割を果たすとともに、確かな学力や豊かな心を育成する上で、重要な役割を担っています。そのため、すべての子どもが本にふれる機会をつくる「一斉読書」は、本への親しみをもつことができている子どもにも、本にふれるきっかけとなることから、多くの本との出会いの場として、非常に重要な取組であるといえます。「一斉読書」は、すべての子どもが読書活動を進め、読書習慣を身につけていく取組として、推進していくことが求められています。

(2) 読書ボランティアによる読書活動の推進

小学校期の子どもの読書への興味・関心を高めることは、後の読書習慣の確立に向けて重要です。先生や保護者以外の地域の大人が子どもに読み聞かせを行うことで、「非日常」が演出され、子どもの興味を高めることにつながります。興味をもった子どもが集中して読み聞かせを聞くことで、本の世界の楽しさを実感できるので、子どもの主体的な読書活動につながる活動として期待できます。学校支援地域本部事業を活用しながら、読書活動を支える地域人材の活用を進めることが求められます。

(3) 学校間の情報交流・研修機会の充実

各学校で行われている読書活動や子どもの様子を交流したり、図書室から各学校への情報を発信したりする機会を確保することは、図書に係る情報ネットワークを整備することになるとともに、図書に係る先生方にとって貴重な研修の場ともなります。移動図書室の活用についてや学校図書館の整備について、子どもへの情報提供や読み聞かせの手法についてなど、様々な情報を交流することが、学校での読書活動を進めることにつながります。

(4) 家読等の家庭での読書活動の推進

一日のうち、子どもが長い時間を過ごす家庭でも、子どもが主体的に読書活動を行う取組を進めることが必要です。家庭は、子どもの読書習慣を確立する場であり、家族とともに読書をしたり、家族に読書の感想を話したりする「家読」などを継続するように働きかけていくことが重要です。家庭での読書活動を進めるために、図書室からの情報発信や社会教育事業を活用した啓発を含め、学校・家庭・地域が連携して取組を進めていくことが求められています。

(5) ブックスタートの実施

子どもの読書習慣の確立に向けては、幼児期から本に出会うとともに、子どもの読書活動に対する保護者の理解を得ることが重要です。ブックスタートは、乳幼児健診等の多くの保護者と乳幼児が集まる場で親子に本を手渡すとともに、保護者へ読書活動の大切さや読み聞かせ方法などを啓発する、「保護者の学びの場」でもあります。町民課などと連携し、乳幼児健診の場などを活用して実施するように取組を進めていきます。

(6) 地域での読書ボランティア活動の推進

地域の読書ボランティアは、(2)の通り、学校支援の活動でも大きな力を発揮する存在です。図書室の事業を含めた社会教育事業等の学校以外の場面での活躍も期待されます。図書室などでボランティアが読み聞かせをする「おはなし会」を開催していきます。

また、就学前の子どもが読書活動に親しむ機会をつくることも重要なことで、現在、高校生ボランティアが保育園に行き、読み聞かせを行っています。今後も、子どもたちの読書活動を支援する活動を読書ボランティアの協力を得て進めていく必要があります。

(7) 読書事業の推進

文化センター図書室には、多くの児童書があり、子どもの読書活動の拠点となる役割が期待されています。図書室の利用促進や、読書活動の推進を目的に、図書室を中心とした読書事業を推進していくことが大切です。こども読書週間(4月23日～5月12日)に読み聞かせやアニメーションなどの読書活動を中心に子どもの読書機会を充実させる事業を進めるなど、図書室を中心とした活動を定着させる必要があります。

(8) 読書を通じた表現活動の推進

子どもが本に親しむきっかけとして、読み聞かせなどの活動のほかに、本についての感想を書いたり、友達に本を紹介したりするなどの表現活動を進めることが考えられます。こうした表現活動を行うためには本を読む必要があります。また、表現活動を進めることにより、本を読んで感じたことを友だちや保護者、先生などに伝え、他者と感想を交流することができます。感想の交流は、他者と共感したり、新たなことに気づかされたりすることにつながります。本を通じた他者との交流は、子どもの主体的な読書活動を進める意欲になることが期待されます。学校や家庭と連携し、活動を進めることが大切です。

2 子どもの読書環境の整備・情報提供

子どもの主体的な読書活動を支える、「読書環境の整備」は重要です。そのために、学校・家庭・図書室を含む地域が相互に協力しながら、あらゆる機会と場所で読書活動ができるように読書環境の整備を進めます。読書環境の整備とともに、子どもの読書活動に係る情報提供を行うことで、子どもの読書活動を促し、家庭・地域の啓発を進めます。

「1 子どもの読書活動の推進」と同様に、以下のような目標指標を設定し、取組を進めていきます。

【目標指標】平成31年度までの達成目標

- 移動図書室の利用学校 → 100%
- 図書室便りの発行数 → 年2号
- 読書ボランティアの人数 → 10名

(9) 移動図書室の活用

移動図書室は、文化センターの図書室から各学校やクラスなどに、数十冊を1か月くらいの間貸し出す仕組みです。これにより、学校内で学校図書館の蔵書以外の本を見ることができるようになるとともに、毎月新しい本との出会いがあることで、新鮮な気持ちで読書活動に取り組む子どもが増えることが期待できます。学校の先生方と児童の実態などについて情報交流しながら、リクエストに応じて本の選定をしたり、子どもたちが図書室を訪れて本を選定したりする活動も考えられます。子どもの主体的な読書活動を促す環境づくりの方策として、今後も関係機関が連携しながら、取組を進めていくことが必要です。

また、文化センターの図書室に子どもだけでは来ることができない地域の子どものについては、学校と連携し、ニーズを把握するなどしながら、移動手段の確保を検討していきます。

(10) 図書室等との連携による学校図書環境整備

文化センター図書室運営員は、司書発令こそされていませんが、本や読書活動に関する専門的知識をもつ貴重な人材です。学校にも学校司書が配置になればよいのですが、配置がない中、学校の図書環境整備をどのように行っていくかは課題となっています。ボランティアの活用を含め、児童会や生徒会活動で、図書委員による図書修理の講習会を開くなど、みんなで環境整備の取組を進めていく必要があります。

また、町内の各学校図書館の蔵書数は、平成23年度末のデータによると、学校図書館図書標準に対して、中学校で26.1%の充足率となっています。両小学校についても、充足率は100%を超えているものの、実際には除籍すべき古い本も多くあり、読書環境は十分とはいえない状況です。子どもの読書環境の整備として、学校図書の充実は重要事項であり、計画的な図書の購入が必要です。

(11) 子ども向け図書の情報発信

文化センター図書室には、多くの児童書があるので、子どもが日常的に訪れる場となることで、子どもの主体的な読書活動の拠点として機能することが期待されます。子どもが日常的に訪れるように、室内の展示や広報等を活用し、子ども向け図書の情報を積極的に発信し、子どもが読書に親しみをもつように働きかけを進めていきます。同時に、「こども読書週間」の啓発など、学校や家庭、地域にも広く情報提供していきます。

(12) 読書ボランティアの募集・育成

現在、読書ボランティアは8名の登録があり、学校支援地域本部事業として、各小学校において週に一度程度、朝の読み聞かせを実施しています。地域の大人が読書活動を通して子どもとふれあうことは、子どもにとって読書活動を新鮮なことと感じさせ、物語に集中させることにつながります。こうした経験を積み重ねることが、読書好きの子どもの育成につながります。

また、読書ボランティアは学校だけでなく、保育園や図書室の読書事業等でも大きな力として期待されています。子どもとの読書活動を通じたふれあいを楽しんでくれる地域の方を募り、一緒に活動しながら、ボランティアの輪を広げていく必要があります。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

【計画の概要】

基本理念

寿都町の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境整備を図ります。

《具体的な方策》

1 子どもの読書活動の推進

「学校の取組」

- 校内一斉読書の取組の推進
- 読書ボランティアによる読書活動の推進
- 学校間の情報交流・研修機会の充実

「家庭の取組」

- 家読等の家庭での読書活動の推進
- ブックスタートの実施

「図書室・地域の取組」

- 地域での読書ボランティア活動の推進
- 読書事業の推進
- 読書を通じた表現活動の推進

【目標指標～H31年】

- 読書ボランティアの活動回数
→延べ20回
- 家庭での読書状況
→(1日10分以上)70%
- ブックスタートの実施
→100%

2 子どもの読書環境の整備・情報提供

「学校図書室の環境整備」

- 移動図書室の活用
- 図書室等との連携による学校図書の環境整備

「図書室・地域の環境整備」

- 子ども向け図書の情報発信
- 読書ボランティアの募集・育成

【目標指標～H31年】

- 移動図書室の利用学校
→100%
- 図書室便りの発行数
→年2号
- 読書ボランティアの人数
→10名

【活動イメージ図】

